

# I. <論考>

## 1. 武徳会パージの審査実態

— 審査結果の全体像と本部役員のパージを中心に —

坂上 康博

### はじめに

第2次世界大戦後の1945年8月から1952年4月まで、日本はGHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）による占領下に置かれた。占領初期において、武道は、GHQによる非軍事化・民主化政策のもとで、学校教育から排除され、中等学校の武道教員だけで1,927名が退職を余儀なくされた<sup>(1)</sup>。武道に対する追及は、社会体育分野にも及び、大日本武徳会も解散、資産没収、1,000名をこえる役員が公職追放となるなど徹底した処分を受けた。武道に関しては、このような形で戦争責任が追及され、裁きが下されたのである。

以上のような占領初期の武道政策のうち、本稿では武徳会役員のパージの問題を取りあげてみたい。

公職追放とは、1948年5月までの2年半にわたり、GHQが対日占領政策の一翼を担って実施した「好ましからざる人物を公職から除去および排除」する政策であり、パージ（*purge*）と呼ばれている。「好ましからざる人物」とは、GHQによって、A項「戦争犯罪人」、B項「陸海軍職業軍人」、C項「極端なる国家主義的団体、暴力主義的団体または秘密愛国団体有力分子」、D項「大政翼賛会、翼賛政治会および大日本政治会における有力分子」、E項「日本の膨張に関係した金融機関・開発機関の役員」、F項「占領地の行政長官」、G項「その他の軍国主義者および極端なる国家主義者」という7項目のカテゴリーに分類された<sup>(2)</sup>。

注意を要するのは「公職」の概念である。それは、国会議員、官庁職員、地方公共団体職員および議会議員といった公務員にとどまらず、「特定の

会社、協会、報道機関その他の団体の特定の職員の職等」<sup>(3)</sup>をも含んでいた。つまりパージとは、これらの職から現職者を即刻退職させ（除去 *removal*）、現職に就いていない者がこれらの職に就くことを禁じる（排除 *exclusion*）というものであり、恩給、退職金、その他の諸手当を受け取る権利も彼らから剥奪した。ドイツなどで実施された追放者に対する禁固刑や罰金刑、市民権剥奪といった重刑ではないが、それはポツダム宣言第6項「無謀な侵略および戦争へこの国を誤り導いた責任」をもつ罪人として、彼らを社会的に影響力がある地位から半永久的に駆逐する懲罰に他ならなかった<sup>(4)</sup>。

こうしてパージが終結する1948年5月までに該当者として追放された者は、軍人、政治家、国家主義者、官僚、事業家、言論報道関係者など計21万人に及んだが、武徳会パージもこうした「日本の支配層の大掃除」<sup>(5)</sup>の一環をなすものとして実施された。GHQによって、戦時下において「軍国主義者たちの道具」<sup>(6)</sup>となったと断定された武徳会は、1946年11月8日付内務省令第8号によって解散および資産没収等の処分を受け、さらにその9カ月後、1947年8月2日付総理府令・内務省令第6号「大日本武徳会に関する追放の基準」<sup>(7)</sup>によって、上記のG項該当団体として役員のパージが実施されたのである。

武徳会パージについては、GHQ資料および関係者の証言を駆使した増田弘・山本礼子両氏の研究によって、GHQと日本側の抗争やGHQ内での抗争をふくむ、そのダイナミックな政策形成のプロセスの詳細が明らかにされてきているが<sup>(8)</sup>、パージの実施過程やその結果については、ほとん

ど説明がなされていない。武徳会ページの妥当性やその影響を検証するためにも、こうした欠落は早急に克服されなければならない。

以下、本稿ではこうした問題意識にもとづいて、武徳会ページの審査結果に照準を定め、GHQ資料だけでなく中央公職適否審査委員会や総理庁官房監査課などの日本側の資料も用いながら、その全体像に迫ってみたい。また、審査の実態を掘り下げるために、本部役員の場合を取り上げ検討を試みる。

## 1. 審査結果の全体像

武徳会ページの詳細を規定した「大日本武徳会に関する追放の基準」は、ページ対象者を、武徳会が政府の外郭団体になった1942年3月22日～1945年9月2日に、本部役員（会長、副会長、理事長、理事、部会長）、支部役員（支部長、副支部長、理事長、理事、部会長）、支所長（分会長など実質的にそれに該当する者を含む）であった者とした<sup>(9)</sup>。

こうしてページ対象者としてリストアップされた武徳会の役員は、計1,969名（故人104名を除く）にのぼったが、彼らに対しては、指定を受けてから30日以内に反証を提出して異議申し立てをする機会が認められた。反証のポイントは「追放の基準」によって、次のように定められた。①「会の軍国主義化を積極的に阻止しようとした事実」。また、②会内での地位、運営や活動への関与の度合い、さらに③「本人が他の経歴においても軍国主義的又は極端な国家主義的活動に準じるような活動に関与していなかったこと」。

武徳会ページの審査を担当したのは、日本側の中央および地方公職適否審査委員会であり、1947年8月2日から、①本部役員、②支部長、③支部の他の役員、④支所長という4つのカテゴリー順に、翌1948年3月8日までの7カ月間に1,969名を審査し、GHQとのダブルチェックの下、1948年3月8日時点で1,312名をページ該当者と判定した。その全貌は、GHQの手によって表1のようにまとめられている。

表1 武徳会役員の見直し結果（1948年3月6日現在）

	非該当	追放	仮指定	既追放	死亡	計
本部役員	5	4	19	21	10	59
支部長	3		55	62	4	124
副支部長・理事長	64	40	127	0	13	244
理事・部会長	169	8	128	0	21	326
支所長	416	381	462	5	56	1,320
計	657	433	791	88	104	2,073

注) *Political Reorientation of Japan, September 1945, to September 1948,*

Vol.1, U. S. Government Printing Office, Washington D.C., 1949, p.72.

表中の「非該当」と「死亡」を除く、計1,312名がページ該当者ということになるが、それらは3つのカテゴリーに区分されている。①現職にあるものを退職させたことを意味する「追放」、②現職に就いていない者に今後の就職を禁じた「仮指定」<sup>(10)</sup>、③武徳会以外の領域ですでにページ該当

者として追放されている「既追放」<sup>(11)</sup>、以上の3つである。

他方、ページに該当しないと判定された者が「非該当」である。その人数は計657名であり、1,969名のうちの33.4%、つまり審査を受けた者のうち3人に1人がページを免れたのである。これまで、

「武徳会役員は、地方役員である支部長、支所長に至るまで一切公職追放処分になった」(12)といったイメージが強かったが、実際のページ該当者はそれよりもはるかに少ない。

府県知事（戦前は内務官僚）が自動的に就任した支部長のばあいは、非該当が3名（2.5%）と極端に少ないが、後に詳しく見る本部役員では5名（10.2%）、府県支部の役員のうち副支部長・理事長では64名（27.7%）、理事・部会長では169名（55.4%）と半分以上がページを免れ、その大半が警察署長であったとされる支所長でも非該当が416名（32.9%）と判定されている。従来のイメージを覆すこのような事実は、本人の異議申し立てを認め、個々の役員の戦時下の活動に対する功罪を具体的に問う、という武徳会ページの方法がそれなりに有効に機能したことを物語っているのではないだろうか。

なお、GHQの民生局（GS）スタッフとして

実際にページに関わったH・ベアワルドは、この統計を武徳会ページの「結果についてのもっとも完全な調査」と評価するとともに、この段階ではかなりのケースが訴願委員会で反証を審議中であり、最終的な追放者数は1,312名ではなく、それよりも93名少ない1,219名であったと指摘している(13)。ベアワルドのこの指摘に従えば、最終的な非該当者の人数は750名、比率も38.1%にアップすることになる。

現在のところベアワルドがあげたこの数値が、武徳会ページによる最終的な追放者総数を示す最も正確なものと言っていいだろう。では、反証を審議中であり、後に非該当と判定されたという93名とは、GHQの統計のどの部分に含まれているのだろうか。この点を知る手がかりとなるのが、表2である。これもGHQが同時期に作成したものであり、数値も表1と同じであるが、ここにはより詳細な集計が示されている。

表2 武徳会関係者のページの全体結果（1948年3月6日現在）

	本部	府県支部			支所長	計
		支部長	副支部長 ・理事長	理事 ・部会長		
<b>a)</b>						
非該当	5	2	52	136	326	521
該当	4		39	7	311	361
計	9	2	91	143	637	882
<b>b)仮指定</b>						
非該当			1	8	23	32
該当		2	5	23	80	110
異議申立	19	53	122	105	382	681
計	19	55	128	136	485	823
<b>c)地方審査</b>						
非該当		1	11	25	67	104
該当			1	1	70	72
計		1	12	26	137	176
<b>d)死亡</b>	10	4	13	21	56	104
<b>e)既追放</b>	21	62			5	88
<b>計</b>	59	124	244	326	1,320	2,073

(注) #23. Total Result of Screening of the Relatives with Butokukai, 8  
March 1948, GS(B)02318 (国立国会図書館憲政資料室所蔵GHQ資料)。a)  
～e)の記号は、引用者坂上が付したものである。「異議申立」の原文は  
Protested Term up であり、正確には「異議申立期間満了」。

表2は、集計の縦横が表1と逆になっており、縦の欄のうち、d)「死亡」とe)「既指定」は表1と同じだが、あとのa)～c)の3つが、審査場所および対象者毎の審査結果の集計となっている。それぞれについてみていこう。

a) はタイトルがないが、b)とはちがって現職者を対象にしたものであり、また、c)とはちがい中央公職適否審査委員会において審査がなされたもの、という区分であろう。その人数は、全体の44.8%にあたる882名であり、審査の結果は、非該当が521名(59.1%)、該当が361名(40.9%)である。ここでは6割がページを免れているのだが、とくに府県支部の役員である理事・部会長では、136名(95.1%)とその大半が非該当と判定されている。

b)「仮指定」は、先にも述べたように、現職に就いていない者を対象にした審査であり、その数は全体の41.8%にあたる823名である。審査の結果は、非該当が32名(3.9%)、該当が110名(13.4%)、異議申立が681名(82.7%)である。異議申立とは、ページの指定を受けてから反証を提出した者であるが、ベアワルドが指摘する93名——1948年3月6日時点で反証が審議中で後に非該当となった者——は、ここに含まれていると考えるのが妥当であろう。

その2カ月後、5月10日現在の仮指定の審査状況を示す日本側の資料には、仮指定者823名中、非該当者33名、該当者790名、異議申立者142名と記録されている<sup>(14)</sup>。ここでは、「訴願により指定を解除せられた者は非該当者として計上してある」が、そうでない異議申立者は該当者とみなして集計している。わかりにくいので、表2と同様に区分し直してみると、非該当が33名(4.1%)、該当が648名(78.7%)、異議申立が142名

(17.3%)となる。その後の2カ月で審査がさらに進み、681名だった異議申立者が142名にまで減少していることがわかる。新たに1名が非該当となっているので、ベアワルドが指摘する非該当者はあと91名ということになるが、それは残りの異議申立者142名の中にいた、というのが私の推測である。そして、もしこの推測が正しいとすれば、「仮指定」のカテゴリーでの武徳会ページの審査結果は、最終的に非該当が124名(15.1%)、該当が699名(84.9%)となるのだが、この数値をもってしても、「仮指定」のカテゴリーでの審査結果が非常に厳しいものであったことに変わりはない。対象者のうち少なくとも8割以上が反証を提出して異議申し立てを行ったにもかかわらず、その大半がページとなったというのが「仮指定」のカテゴリーの特徴なのである。

c)「地方審査」とは、地方公職適否審査委員会で審査がなされたもので、その数は多くはなく、全体の8.9%にあたる176名である。審査の結果、ページ該当となった者は72名(40.9%)、非該当は104名(59.1%)である。特徴的なのは、府県支部の役員の大半が非該当であることであり、その数は計39名中37名(94.9%)に及んでいる。

e)「既追放」とは、先にも述べたように武徳会以外の領域でページ該当者と判定された者である。本部役員21名、支部長62名、支所長5名の計88名がこれに該当する。GHQが定めたA項～G項の7つのカテゴリーに該当する者の追放は、武徳会ページ以前から始まっており、たとえば内務省の警察幹部や特高警察も約6,000名がすでに追放されていた<sup>(15)</sup>。また、武徳会の支部長であった府県知事は、同時に大政翼賛会の地方支部長でもあったため、先にあげた7つのカテゴリーのD項「大政翼賛会の有力分子」としてページの対象者

となっていた<sup>(16)</sup>。既追放者 88 名は、このような武徳会以外の領域でページとなった人々なのである。つまり彼らは武徳会ページがなくても追放されていたわけだが、こうした人々が武徳会のページの該当者全体に占める比重は 6.7%にとどまる。大半の者が、武徳会ページによって裁かれた人々であったのだ。

## 2. 本部役員の審査実態

武徳会ページの審査の内実に迫るため、以下では本部役員のケースを取り上げてみることにしたい。

### 1) 審査の経緯

武徳会ページは、1947 年 8 月 2 日に交付された「大日本武徳会に関する追放の基準」によって実施されたが、真っ先に審査が行われたのは、先にも述べたように本部役員であり、中央公職適否審査委員会は、その 3 日後の 8 月 5 日に、計 61 名のうち、①既追放 20 名、②仮指定対象者 19 名、③現職に就いていない者で調査表の回収後に審査する者 5 名、④支部長兼任者で両方の審査がなされる者 2 名、⑤現職に就いている者のうち非該当 4 名、保留 1 名、⑥死亡 10 名との審査結果を報告している<sup>(17)</sup>。

8 月 5 日段階で審査中だった計 27 名のうち、②の仮指定対象者 19 名については、同年 10 月 26 日～11 月 7 日に判定が下され、全員がページ該当となった<sup>(18)</sup>。また、③の 5 名については、理事の小笠原道生（文部省体育局長）のみが 9 月 12 日に非該当と判定され、その他の 4 名はページ該当となった。④の 2 名は、理事の今松治郎と古井喜實（いずれも内務省警保局長）であったが、最終的には本部役員ではなく、支部長としてページされることになったものと思われる<sup>(19)</sup>。表 1 と表 2 の本部役員の人数が、いずれも当初の 61 名より 2 名少ない 59 名となっているのはそのためであろう。⑤のうち、保留の 1 名とは理事の末弘厳太郎

（大日本体育会理事長）であったが、末弘も 9 月 12 日に非該当と判定された<sup>(20)</sup>。

以上の結果、ページの非該当者が計 6 名となったわけだが、最終的な集計では 1 名少ない 5 名となり、その一方で既追放が 20 名から 1 名増えて 21 名となっている（表 1、表 2 参照）。これは、本部役員の 1 名の判定が非該当者から既追放へと変更になったためと考えるのが妥当だろう。その 1 名とは、おそらく理事の河原春作（東京文理科大学長）であろう。河原は、武徳会ページの審査結果は非該当であったが、審査資料に「但し言論関係」で「保留」<sup>(21)</sup>と記されており、その後他の領域でページ該当と判定されたため、「既該当」に区分されたものと思われる<sup>(22)</sup>。

他方、同年 8 月 20 日および 9 月 2 日には、文部省より総理府官房監査課に、本部役員の氏名・住所、理事会、幹事会、部会長会議、評議会等の議事や出席者の記録、各年度の事業報告、さらに運営の実態や役員の実権等とまとめた「武徳会の報告に基く分析結果」等が「参考資料」として提出された<sup>(23)</sup>。これらの資料のうち「分析結果」は、終戦連絡事務局が取りまとめ、GHQ に提出したものを文部省で翻訳したものであるが、そこでは、武徳会本部の「中心は理事会」であり、さらに「武徳会は部会長によって実際に運営され且つその事業が実施されたのは部会を通じてであった」と結論づけ、また、1942 年 4 月～45 年 8 月に計 27 回の理事会が開催され、17 回の会議録が残されているが、同期間中に在任した 27 名の理事のうち 20 名は全然会議に出席せず、8 回以上出席した理事は部会長である 5 名のみであったこと等を資料を付して報告している。

上記の「分析結果」が GHQ に提出されたのは、それより先、1947 年 5 月 1 日であった<sup>(24)</sup>。GHQ はこうした武徳会本部の実態をふまえて、「大日本武徳会に関する追放の基準」を作成していったのであり<sup>(25)</sup>、本部の理事とくに部会長に対する厳しい追及は、もはや回避することができないものとなっていたと断言していいだろう。

## 2) 審査結果

表3は、先に述べたような審査の経緯をフォローした上で独自に作成したものであるが、これに

よって、本部役員ページの特徴をいくつか指摘してみたい。

表3 武徳会本部の役員の審査結果

氏名	役員名	同時に有した主な職	在任期間	審査結果
東條英機	会長	内閣総理大臣	1942.3.22～44.7.22	既追放（戦犯）
小磯国昭	会長	内閣総理大臣	1944.7.22～45.7.7	既追放（戦犯）
鈴木貫太郎	会長	内閣総理大臣	1945.7.7～45.8.11	既追放
小泉親彦	副会長	厚生大臣	1942.4.1～44.7.22	死亡
広瀬久忠	副会長	厚生大臣	1944.7.22～45.2.10	既追放
相川勝六	副会長	厚生大臣	1945.2.10～45.4.7	既追放
岡田忠彦	副会長	厚生大臣	1945.4.7～45.8.1	既追放
橋田邦彦	副会長	文部大臣	1942.4.1～43.5.19	死亡
岡部長景	副会長	文部大臣	1943.5.19～44.7.22	既追放（戦犯解除、仮指定）
二宮治重	副会長	文部大臣	1944.7.22～45.2.10	死亡
児玉秀雄	副会長	文部大臣	1945.2.10～45.4.7	死亡
太田耕造	副会長	文部大臣	1945.4.7～45.8.18	既追放（戦犯解除、仮指定）
湯澤三千男	副会長	内務大臣	1942.4.1～43.5.19	既追放
安藤紀三郎	副会長	内務大臣	1943.5.19～44.7.22	死亡
大達茂雄	副会長	内務大臣	1944.7.22～45.4.7	既追放（戦犯解除）
安倍源基	副会長	内務大臣	1945.4.7～45.8.18	既追放（戦犯、特高）
嶋田繁太郎	副会長	海軍大臣	1942.4.22～44.7.22	既追放（戦犯）
米内光政	副会長	海軍大臣	1944.7.22～45.4.7	既追放（仮指定）
杉山元	副会長	陸軍大臣	1944.7.22～45.4.7	死亡
阿南惟幾	副会長	陸軍大臣	1945.4.7～45.8.18	死亡
奈良武次	副会長	民間人 陸軍大将	1942.4.1～45.12	既追放
藤沼庄平	理事長	貴族院議員	1942.4.1～46.10	既追放
木村篤太郎	理事・剣道部会長	民間人	1942.6.1～46.3	既追放
新井源水	理事・柔道部会長	民間人	1942.9.10～46.10	既追放
宇野要三郎	理事・弓道部会長	民間人	1942.6.1～46.10	仮指定
中井武三	理事・銃剣道部会長	民間人	1942.7.9～45.12	仮指定
村井俊雄	理事・射撃道部会長	民間人	1942.6.1～44.7	仮指定
飯田真固	理事・射撃道部会長	民間人	1944.11.15～45.8.15	仮指定
中村敬之進	理事	厚生省人口局長	1942.4.1～43.7.1	仮指定
小林尋次	理事	厚生省健民局長	1943.7.1～44.8.30	仮指定
入江誠一郎	理事	厚生省健民局長	1944.8.30～45.4.9	既追放
伊藤謹二	理事	厚生省健民局長	1945.4.9～45.9.2	非該当
小笠原道生	理事	文部省体育局長	1942.4.1～44.7.28	非該当
柴沼直	理事	文部省体育局長	1944.7.28～45.7.11	非該当
永井浩	理事	文部省学徒動員局長	1945.7.11～45.9.11	追放
三好重夫	理事	内務省警保局長	1942.6.27～43.5.19	既追放

町村金五	理事	内務省警保局長	1943.5.19～44.7.25	既追放
水池亮	理事	内務省警保局長	1945. 4.9～45.9.2	追放
田中隆吉	理事	陸軍省兵務局長	1942.4.1～42.10.10	仮指定
那須義雄	理事	陸軍省兵務局長	1942.10.10～45.8.15	仮指定
徳永栄	理事	海軍省教育局長	1942.4.1～42.12.1	仮指定
矢野志加三	理事	海軍省教育局長	1942.12.1～44.3.1	仮指定
高木惣治	理事	海軍省教育局長	1944.3.1～44.9.11	仮指定
大西新蔵	理事	海軍省教育局長	1944.9.11～45.5.7	仮指定
高柳儀入	理事	海軍省教育局長	1945.5.7～45.8	仮指定
久富達夫	理事	大日本出版協会理事長	1942.6.1～46.10	仮指定
窪井義道	理事	大政翼賛会国民運動部長	1944.2.20～45.8	仮指定
石井三郎	理事	民間人	1943.7.1～45.6	仮指定
河原春作	理事	東京文理科大学長	1943.7.1～45.7.11	既追放〔武徳会ページは非該当〕
務台理作	理事	東京文理科大学長	1945.7.11～46.3.31	非該当
石黒英彦	理事	大政翼賛会錬成局長	1943.7.1～43.7	死亡
小林光政	理事	大政翼賛会総務局長	1943.7.1～44.4.6	追放
川崎末五郎	理事	大政翼賛会総務局長	1944.4.6～44.11.20	仮指定
加藤於兎丸	理事	大政翼賛会団体局長	1944.11.20～45.8	仮指定
郷隆	理事	〔大日本体育会理事長〕	1944.3.30～44.6.1	死亡
末弘巖太郎	理事	大日本体育会理事長	1944.6.1～46.3.31	非該当
山本鶴一	不明	不明	不明	死亡
細川長年	理事・京都出張所長	民間人	1942.4.1～46.10	追放
朝倉章	理事・東京事務所長	民間人	1943.2.18～44.2	仮指定

(注) 氏名、職、在任期間および審査結果の()内の記載は、国立公文書館所蔵の中央公職適否審査委員会『武徳会関係者審査記録(自昭和二十二年九月五日至十一月十四日)』および総理庁官房監査課『大日本武徳会 その一』所収の「大日本武徳会本部役員名簿」より、審査結果は、前掲『大日本武徳会 その一』所収の Screening result of former officials of the General office of BUTOKU KAI, decided at the Central Screening Committee on 5 August 1947 および Screening result of former officials of the General office of the Butoku Kai, decided on 12 September 1947 より摘出。〔〕内は坂上による補足。なお、ここでのページ該当者全員が、総理庁官房監査課『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会、1948年に掲載されている。

第1に、死亡者10名をのぞく計49名のうち、「既追放」が21名(42.9%)と4割強を占めていることである。

武徳会が政府の外郭団体になった1942年3月以降、会長には内閣総理大臣、副会長には管轄官庁となった5省の大臣と学識経験者の計6名が就任することとなったが、彼ら14名全員が既追放者とされているのである。戦時期に国家機関の中樞を担った彼らは、たとえ武徳会ページがなかったとしても、戦争責任の追及から逃れることができ

なかったものであり、戦犯の存在はそれを象徴するものといえよう。

「既追放」はその他にも7名いる。一部肩書を補足して示すと、理事長の藤沼庄平(貴族院議員、元警視総監)、理事の木村篤太郎(弁護士)、新井源水(ジーゼル機器株式会社社長)、入江誠一郎(厚生省健民局長)、三好重夫(内務省警保局長)、町村金五(同前)、そして先に取り上げた河原春作である。彼らの戦争責任を会長・副会長らと同一に扱うことはできないが、藤沼、入江、三好、町村

の4名については、国家機関の中枢を担った議員および官僚という点で共通している(木村、新井、河原の3名については別途検討が必要であろう)。

上記の既追放者21名を除く残り28名が、武徳会ページの「追放の基準」によって独自に審査された本部役員ということになるが、彼ら全員が理事である(うち4名は部会長を兼務)。この28名の理事のうち非該当はわずか5名で、残りの23名(82.1%)がページ該当者と判定されている(河原のケースについては前述)。この厳しい審査結果を本部役員ページの第2の特徴としてあげておきたい。

ページ該当と判定された理事23名中、11名が厚生・文部・内務・陸軍・海軍の計5省の高等官であり、他の4名は大政翼賛会の役員(26)、そして銃剣道および射撃道部長を務めた3名は「民間人」と記されているが、実は陸軍少将および中将であり、石井三郎は右翼団体「皇道義会」の役員、久富達雄は他の領域でもページ該当者となっている(27)。彼ら計20名は、先にみた既追放者と比べると地位は下だが、やはり国家機関や総動員体制の中枢を担った人々だったのである。

### 3) 反証提出者の審査実態

審査の内実に少し踏み込んでみよう。「追放の基準」に定められた反証のポイントは、先にみたような「会の軍国主義化を積極的に阻止しようとした事実」等であったが、本部の理事の場合は、さらに以下の「各項を立証」することが求められた。

(1) 部会長その他の常務的な地位を兼ねていなかったこと

(2) 理事会への出席回数が理事在職期間中に開かれた会議の回数の四分の一を超えなかったことその他会の一般的活動に関与しなかったこと

(3) 本人が他の経歴においても軍国主義的または極端な国家主義的活動に準ずるような活動に関与していなかったこと

このうち、第1項と第2項の規定は、部会長であった者および理事会への出席が4分の1以上の者に対しては、即座にページ該当者と断定するという反論の余地がない客観的基準であるが、それに該当しない者にとっては反証がきわめて容易なものである。したがって審査で争点となるのは第3項である。

第3項の立証は、理事だけでなく、支部役員や支所長も含めたページ対象者全員に共通して求められたものであったが、その内容は武徳会役員としての活動以外を問うものであり、武徳会ページを楯にして「軍国主義者および極端なる国家主義者」(G項)を徹底的に見つけ出し、追放しようとするものに他ならない。

武徳会ページは、武徳会役員としての活動だけを問うものではなく、個々人が有した戦争責任を根こそぎ問うものであったのだ。これまで着目されてこなかったが、この点は武徳会ページの性格を考える上で看過しえない重要な論点であることをここで強調しておきたい。

さて、ページ該当と判定された理事の中から、小林尋次の反証を例にあげてみよう。小林は上記の第3項目を立証するために、厚生省健民局長から陸軍司政長官としてスマトラに赴任した際の活動について以下のように主張した(28)。

#### 三、司政長官「一年」

南方に行かねば罷免と云渡され、厚生省局長より司政長官になりたるも、十一月三日赴任の途に着き、十一月二十五日行政長官発令、同地着十二、五。依て司政長官の期間「九月」(一九、一二、五〔〜〕二〇、九、二)。ランボン(南端の徽州)で、同島の司政長官の中官等は最下位から三番目。戦争も末期で司政長官は名目のみ、全て軍人の独専行で民政は殆ど無し。依て在留邦人の慰め役として過ごす。日常の仕事も軍政監部より微細な指示あり。長官として自由裁量の余地なし全く事務官的機械的仕

事のみ。

小林の事例と比較するために武徳会ページで非該当と判定された例をあげてみよう。非該当者の一人、柴沼直（当時文部省体育局長）が提出した反証の該当部分は以下のとおりである<sup>(29)</sup>。

(3) 私は他の経歴においても軍国主義的または極端な国家主義的活動に準ずるような活動に関与していなかつたことを次の諸事実によつて立証する

- 1 軍務経歴をもたない
- 2 大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会及び之等関係団体の役員であつたことはない
- 3 思想を統制する職務についたことはない
- 4 特高関係機関の業務に参加したことはない
- 5 その他軍国主義的または極端な国家主義を宣伝鼓吹する様な著書もなく講演したこともない

両者の比較によって、同じ官僚であっても、小林の場合は軍務経歴があり、しかもそれがGHQが定めたカテゴリーのF項「占領地の行政長官」に近いものであつたこと、これが柴沼との決定的なちがひとして浮かび上がる。小林は、その点について職務実態をあげることによって反論を試みているが、こうした事実についてはその裏づけとなる元同僚からの証言等がない限り、立証されたことにはならない。

一方、柴沼の反証は、文部官僚として自らが「軍国主義者および極端なる国家主義者」でないということを具体的に証明するのに必要となる事項がどれほど広範なものであるかということ、つまり武徳会ページがいかにかげしいものであつたのかということ物語っているが、そこで柴沼が列挙した事実はどれも立証が容易なものであり、説得

性を有している。以上のような相違点が両者の審査結果を左右したと思われる。

もうひとつ、同じく武徳会ページで非該当と判定された河原春作の例をあげてみよう。河原は反証の中で、武徳会理事に就任した理由について、小笠原道生、橋本正次郎、佐藤卯吉らの意見に従い「理事として内部にあつて武徳会の学校教育に対する関与を防止することを適当と考へて就任を承諾した」<sup>(30)</sup>と述べるとともに、それを示すものとして以下のような事実をあげている。

ある時私は、武道の段位授与の権力を武徳会に統一する計画に関し一言したことがある。従来すべての学校に於いては下級の段位は自己の認定に基いて授与し、上級の段位は学生が任意に武徳会又は講道館に於いて受けることを普通とした。然るに下級段位授与の権力を武徳会から学校に委任して行はしめると言う形式で、実質上変更なくして段位授与の権力を武徳会に統一しようとしたのである。私は、これは学校教育に武徳会の統制力を加へるものであると考へたので不賛成の意見を述べた。

私は、武徳会は其の段位審査に関する規程を制定する趣旨に反対する意思は無かつたが、学校が強制せられてその規程に服従するに至ることを危惧したのである。又、この事実を第一歩として学校内に軍部の勢力の加はることを予め防止せんとしたのである。(別紙村上久証言参照)

引用の最後に「別紙村上久証言参照」とあるように、河原があげた上記の事実は、村上久（元武徳会主事）という第三者の証言によって裏づけられている。河原の反証には、その他に小笠原道生、橋本正次郎、佐藤卯吉、大谷武一らによる証言も付されており、それらによって分厚い立証がなされているのである。反証の事実内容だけでなく、こうした立証の手続きも重要であつたことを示す

事例といえよう。

武徳会の中枢をなす本部役員のページは、このように個人が有した戦争責任の全体を問い、「軍国主義者および極端なる国家主義者」(G項)を根こそぎ追放するものとして実施されたのである。

## おわりに

以上、本稿では、これまでほとんど解明がなされていない武徳会ページの審査結果に照準を定め、その全体像に迫るとともに、その実態を掘り下げるために本部役員のケースを取り上げ検討を試みた。そのねらいは、武徳会役員の何人が、そして実際に誰がページ該当者／非該当者となり、なぜ、どのように追放されたのか／されなかったのか、といった基礎的な事実を明らかにすることにあつた。

本稿における検討の結果、審査結果の全体状況については、従来不明であった点や誤解されていた点等を含めてかなりの程度明らかにできたと思う。また、武徳会ページの審査基準と本部役員の審査実態の検討から、武徳会ページが、武徳会役員としての活動だけを問うものではなく、個人が有した戦争責任を根こそぎ問うものであったことが明らかとなった。これは、武徳会ページの性格を考える上での新たな重要な論点であると考えられる。

他方、審査の内実の究明については、本部役員59名のみにとどまっており、審査対象となった支部役員および支所長計1,910名についての検討が残されている。今後、それらに関する資料を分析することによって、1,312名という1948年3月8日時点の追放者総数ではなく、ベアワルドが最終的な追放者総数としてあげている1,219名に到達することができるのか、ゴールはまだ見えないが可能な限り追究を試みてみたい。

また、そこで明らかになった武徳会ページの結果をふまえて、増田・山本両氏が明らかにしたページをめぐる日本側とGHQおよびGHQ内部で

の政治的な対抗の意味等についても改めて考えてみたいと思う。

武徳会ページの妥当性やその影響を検証することが本研究の最終目標だが、そのためには今しばらくこうした地道な作業を積み上げていくことが必要であるだろう。

付記) 本稿は、2008～2010年度科学研究費補助金基盤研究(C)「武道の戦後改革に関する体育史的考察」(研究代表者坂上康博)による研究成果の一部である。「科学研究費補助金研究成果報告書」(2011年5月10日提出)では、調査不足から本部役員のページの結果に関して誤った記述をした箇所がある。本稿のように修正しておきたい。

## 注

- (1) 近代武道研究会編『武道のあゆみ 90年』商工財務研究会、1961年、p.44。
- (2) 以上、増田弘『公職追放論』岩波書店、1998年、pp.1-3参照。
- (3) 1947年1月4日交付勅令第1号「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令」第2条、H・ベアワルド／袖井林二郎訳『指導者追放』勁草書房、1970年、p.188。
- (4) 前掲増田弘『公職追放論』p.3。
- (5) セオドア・コーエン／大前正臣訳『日本占領革命・上』TBSブリタニカ、1983年、p.21。前掲増田弘『公職追放論』p.3より再引。
- (6) 拙訳「GHQの対日占領公式記録『日本政治の再編成』および『日本占領の非軍事的活動の歴史』にみる大日本武徳会」『武道学研究』第26巻第2号、1993年、p.45。
- (7) 『官報』1947年8月2日付。
- (8) 増田弘『政治家追放』中央公論新社、2001年、第8章「武徳会ページ」、および山本礼子『米国対日占領政策と武道教育』日本図書センター、2003年。

- (9) ただし、本部役員以外の役員の在任期間は、1942年9月22日以降とされた。武徳会の政府の外郭団体化の過程については、拙稿「武道界の戦時体制化——武道綜合団体『大日本武徳会』の成立」、坂上康博・高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代——戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年、pp.243-278。
- (10) 中央における仮指定は1947年9月より、地方における仮指定は同年11月より実施され、翌1948年3月には全部終了した（自治大学校編『戦後自治史VI（公職追放）』1964年、p.336）。
- (11) 「既追放」の原文は *Previously designated*。「既指定」と訳す方が正確と思われるが、「仮指定」との混乱をさせるためここではあえて「既追放」とした。
- (12) 庄子宗光『改定新版剣道百年』時事通信社、1976年、p.213。
- (13) 前掲H・ベアワルド『指導者追放』p.158。
- (14) 前掲『戦後自治史VI（公職追放）』p.340。仮指定者823名の審査名簿は、総理庁官房監査課『大日本武徳会 その一』（国立公文書館所蔵）の巻頭に納められており、その最後のページには「合計 該当七九〇名 パス三三名」と手書きで記されている。なお、百瀬孝『事典昭和戦後期の日本 占領と改革』（吉川弘文館、1995年）では、この790名を武徳会役員の追放者総数とし、東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』（青木書店、1989年）では、「公職追放のカテゴリー別の人数については諸説」があるとし（p.159）、武徳会については、790名、997名、1,219名の3つの数値をあげている（p.234）。
- (15) 内務省は、武徳会ページによってさらに警部以上の警察官904名の人的損失を被るとし、ページの中止を求めたが、それを阻止することはできなかった（前掲増田弘『政治家追放』pp.320-328）。ただし、GHQによる総括的文書では、「長期にわたる議論を経て、この会に名義的にのみかかわった官吏をまもるためにいくつかの安全装置を設けた後、追放を、その業務に積極的であった人物にのみ広げることとなった。結果として合計222名の警察官吏が追加罷免され、公職につくことを禁じられた」と指摘されている（荒敬訳『GHQ日本占領史第15巻 警察改革と治安政策』日本図書センター、2000年、p.11）。この場合、武徳会ページによる警察官の追放は、当初の見積りの4分の1程度にとどまったことになるが、これらの点についての検討は今後の課題としたい。
- (16) 前掲増田弘『公職追放論』p.71。
- (17) 前掲『大日本武徳会 その一』所収の *Screening result of former officials of the General office of BUTOKU KAI , decided at the Central Screening Committee on 5 August 1947*。
- (18) 前掲『大日本武徳会 その一』pp.1-2 および同資料所収の *List of person provisionally designated of Directors of Central Office of Butoku-kai*。ここでは、これらの資料に記されている日付を審査終了日とみなしたが、異議申立期間の終了日である可能性もある。
- (19) 今松の場合は、総理庁官房監査課『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会、1948年で、ページ該当事項として内務省警保局長、大政翼賛会県支部長とともに「武徳会静岡支部長」と記されており、この点を確認できるが、古井については内務省警保局長としか記されていない。
- (20) 前掲『大日本武徳会 その一』所収の *Screening result of former officials of the General office of the Butoku Kai, decided on 12 September 1947*。
- (21) 中央公職適否審査委員会『武徳会関係者審査記録（自昭和二十二年九月五日至十一月十四日）』（国立公文書館所蔵）所収の「大日本武徳会本部役員名簿」。

- (22) ただし、前掲『公職追放に関する覚書該当者名簿』では、河原の該当事項は「武徳会理事」となっており、公職適否審査委員会の判定をGHQ側がくつがえした可能性もある。さらなる検討が必要である。
- (23) 前掲『大日本武徳会 その一』所収の1947年8月20日付文部大臣官房秘書課長より総理府官房監査課長宛「大日本武徳会本部の役員に関する件回答」、1947年9月2日付文部省体育局長より総理府官房監査課長宛発体158号「大日本武徳会関係の資料について」。
- (24) # 32. Documents concerning the Head Office and Branch Officers of the Butokukai are submitted herewith by T.Kanamori, State Minister to C. Whitney, Chief of Government Section, General Headquarters, 1 May 1947, GS(B)03899-03900 (国立国会図書館憲政資料室所蔵GHQ資料)。そこには文部省の翻訳にはない神奈川、栃木、長野、新潟、千葉、群馬の各支部の戦時下の活動実態の報告等も含まれていた。
- (25) 「追放の基準」の決定過程における日本側とGHQの交渉については、前掲増田弘『政治家追放』pp.316-320、前掲山本礼子『米国対日占領政策と武道教育』pp.50-55参照。
- (26) 大政翼賛会の役員であった小林光政ら計3名が「既追放」に含まれていないのは、大政翼賛会ページが非該当だったということの意味するのか。この点も検討が必要だろう。
- (27) 前掲『公職追放に関する覚書該当者名簿』には、久富の該当事項として「武徳会理事」と並んで「情報局次長」と記されている。久富が、なぜ「既追放」ではなく「仮指定」に区分されたのかという点についても検討が必要だろう。
- (28) 前掲『大日本武徳会 その一』所収の「大日本武徳会本部理事審査名簿」。これは、小林本人が提出した反証そのものではなく、転記されたものであり、要約等がなされている可能性
- 性がある。なお、引用にあたって句読点を補った。〔 〕内は坂上による補足。
- (29) 前掲『武徳会関係者審査記録』所収の柴沼直「反証」。
- (30) 同上所収の河原春作「反証」。引用に際して句読点を補った。